第2章　計画の構成と期間

本計画は、町の将来目標等を定めた「基本構想」に基づく、「邑楽町第五次総合計画後期基本計画」と称し、基本計画と実施計画で構成されています。

①基本計画

「基本構想」で定めた将来像や施策の大綱などを受けて、その実現に必要な施策の体系化と施策内容の明確化を行うものです。

施策内容、ハード（＝ものづくり）に関する事項のみにとどまらず、体制整備や仕組みづくりなどのソフト面も含んだものとし、さらに町が推進する施策のみならず、各種の団体や住民が主体となって進める施策、関係機関へ要請する内容について記述しています。

計画期間は、2011 年度（平成 23 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）となります。

なお、基本計画の施策実施にあたっては、「邑楽町総合開発計画審議会」の答申内容（P146～P150 参照）に十分配慮します。

②実施計画

「基本構想」「基本計画」で定めた内容を受けて、施策の実現化を推進するために、財政計画との整合性を図り、具体的な事業の実施量・実施時期などを明らかにするものです。計画期間は3 年間とし、ローリング方式（＝計画期間を重複させて適宜調整させていく方式）を採用しています。

第五次総合計画の構成と目標年次

年　度	前　期　計　画					後　期　計　画				
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
基本構想	←									→
基本計画	←				→	←				→
実施計画	←		→							
		←		→						
			←		→					
						←		→		
							←		→	
								←		→